

入札公告

一般競争入札を次のとおり行うので、篠栗町財務規則（平成10年規則第6号、以下「規則」という。）第91条の規定に基づき公告する。

令和 6年 1月24日

篠栗町長 三 浦



1 入札対象案件

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 件 名   | レセプト点検業務                      |
| (2) 業 種   | 医療福祉                          |
| (3) 契約期間  | 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで   |
| (4) 履行場所  | 篠栗町中央一丁目1番1号 篠栗町役場 住民課 国保・年金係 |
| (5) 入札保証金 | 免除                            |
| (6) 予定価格  | 事後公表                          |
| (7) 契約保証金 | 要（減免規定あり）                     |

2 入札に参加する者に必要な要件

現在有効な規則第92条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（物品・役務／医療福祉）に登録されている者で、公告日の前日において次の要件全てを満たしていること。

- (1) 本町との間における入札及び契約の締結に関する事項の権限を持つ営業所等が福岡県内にあること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更正手続開始又は再生計画認可の決定がなされている場合はこの限りではない。
- (4) 本町から篠栗町指名停止等措置要綱（平成19年要綱第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 篠栗町暴力団排除条例（平成22年条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員であるものに関与していないこと。

3 仕様書等の配布

仕様書等については、篠栗町入札情報公開システムからダウンロードすること。

※篠栗町入札情報公開システムへのアクセス方法  
町公式ホームページ「産業・事業者」>「入札・契約」>「入札・契約情報（関係様式含む）」>「一般競争入札公告」  
<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0660068006000640>

#### 4 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問方法 質問がある場合には、電子メール又はFAXにより入札質疑書を提出すること。  
※入札質疑書の様式は、本町公式ホームページよりダウンロードすること。

※町公式ホームページ  
「産業・事業者」>「入札・契約情報」>「様式ダウンロード（入札）」

- (2) 提出期限 令和6年1月29日（月） 午後5時00分  
(3) 提出先 篠栗町財政課契約係  
FAX 092-947-7977  
e-mail keiyaku@town.sasaguri.lg.jp  
(4) 回答方法 質疑に対する回答は、上記質問提出期限翌日午後5時までに、篠栗町入札情報公開システムにて掲載する。

#### 5 入札参加申請書の提出

入札に参加を希望する者は、電子入札システムで入札参加申請書を提出すること。  
※入札参加申請書の様式は、本町公式ホームページよりダウンロードすること。  
※入札参加申請書を提出していない者は入札書の提出に進めないので注意すること。

※篠栗町電子入札システムへのアクセス方法  
町公式ホームページ「産業・事業者」>「入札・契約」>「電子入札・情報公開システムポータル」  
<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=0660068006000640>

・提出期限 令和6年1月31日（水） 午後5時00分

#### 6 入札書提出締切及び開札の日時

- (1) 入札書提出締切の日時 令和6年2月5日（月） 午後5時00分  
(2) 開札の日時 令和6年2月6日（火） 午前10時00分

#### 7 入札に関する注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
- (2) 案件内容に非課税項目がある場合、含んだ額を入札金額とすること。契約金額は（入札金額－非課税金額）×1.1＋非課税金額とする。
- (3) 当該入札に係る契約の消費税等額について、税法の改正による税率の変更に伴い、変更後の税率が適用される契約案件は、変更後の税率により課されることとなる消費税等額分における契約金額の変更を行う。

## 8 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (2) 電話、電報等による入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

## 9 その他

本入札の取り扱いについては、この公告によるもののほか、規則その他の法令及び篠栗町競争入札心得書の定めるところによるものとする。

開札をした場合において落札者がいないときは、再度の入札を行うので、開札の日時に連絡が取れるようにしておくこと。電子入札での再度入札を行う場合、郵送又は持参で紙入札を行う者は、再度の入札には参加できない。

## 10 問い合わせ先

篠栗町財政課契約係

電 話 092-947-1149 (直通)

FAX 092-947-7977

e-mail keiyaku@town.sasaguri.lg.jp